



【お願い】 この情報を他の方へも伝えてください

清瀬市受動喫煙防止条例 に

あなたの意見を反映させてみませんか？

パブリックコメントの締切(必着)は、

7月7日(火)



【内容・概要】 清瀬市のホームページ、公共の施設で閲覧できます。

【送付の方法】 ①清瀬市のホームページ内にある専用フォームで送信(一番簡単です)。②清瀬市健康推進課のFAX(042-495-9222)へ送信。③清瀬市健康推進課成人保健係へ記載事項を書いた用紙を直接届ける。

【記載事項】 ①住所、②氏名、③対象事案名(清瀬市受動喫煙防止条例)、④貴方のご意見やご提案

多摩26市の中で受動喫煙防止条例がある市はまだ少なく、清瀬市でこの条例が制定されれば、調布市、多摩市に次いで3番目となります。当会が昨年陳情し採択された「小中学校等の周辺道路を禁煙に」も含まれています。しかし、モデルと言われる調布市の条例と比べると喫煙禁止区域の指定範囲や内容等にまだ検討されるべき点が見受けられるように感じます。子どもとすべての市民が受動喫煙から守られるためには、どのような条例が望ましいでしょうか。市民の皆様、最後のチャンスであるパブリックコメント通して、あなたの意見や提案を清瀬市に伝えてみませんか。

広報：市民の健康を守る会 in 清瀬
Facebook を通し情報発信しています。

【問合せ】 Mail : cofune_kiyose@yahoo.co.jp
Tel : 090-6009-4474 (大森)



私たちは、子ども達の健康と豊かな未来を願って活動しています。

事務所：COFUNE 内 〒204-0021 清瀬市元町 1-8-20, 403

COFUNE：きよせボランティア・市民活動センター、男女共同参画センターの登録団体です。

URL: <http://skm-kiyose.org> Facebook: 市民の健康を守る会 in 清瀬

